特定非営利活動法人ここからプロジェクト 定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人ここからプロジェクトとする。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区上高田5丁目14番7号に置く

（目 的）

第3条 この法人は如何なる境遇であっても、すべての人が認めあえる社会を構築することが人の生きづらさを緩和していくことができ、それこそが今『ここから』を担う子ども達に引き渡すべく社会であるとした上で、それを構築すべく活動を行うことを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う

（1） 子どもの健全育成を図る活動

（2） 社会教育の推進を図る活動

（3） 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（4） 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

(1)児童養護施設の児童を対象として自己肯定感の獲得を目指したワークショップ

(2)子どもの関係性づくりを目的とした子ども食堂を始めとした安心できる空間の創作

(3)家庭の状況や障害を発端とした子どもの学習格差を軽減することを目的とした無料塾の開催

(4)自習スペース確保が難しい無料塾生徒への無料学習スペース提供と食事提供

(5)子どもの生きづらさの実情に関する講演及びイベント活動

(6)その他目的を達成するために必要な事業

第2章会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上（以下「法」という）の社員とする。

（1） 正会員は、この法人の運営や活動に参加ができ、また法人の目的に賛同し入会した個人及び団体とする。

(2)　ボランティア会員は、この法人の活動に参加でき、また法人の目的に賛同し入会した個人及び団体とする。

(入会)
第7条　会員の入会について、特に条件は定めない
2. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
4. 理事長は、第2項の者の入会を認めない時は速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)
第8条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)
第9条　会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。
(1)退会届を提出したとき
(2)本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
(3)法人が消滅したとき
(4)1年以上会費を滞納したとき
(5)除名されたとき

(退会)
第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる

(除名)
第11条　会員が次の各号の一つに該当する場合には総会の議決により、これを除名することができる
(1)この定款に違反したとき
(2)この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない

第3章　役員

(種別及び定数)
第12条　この法人に次の役員を置く
(1)理事3名以上7名以内
(2)監事1名以上2名以内
2. 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする

（選任等）
第13条　理事長及び監事は総会において選任する
2. 理事長及び副理事長、理事の互選とする
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20号各号のいずれかに該当する者はこの法人の役員になることができない
5. 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない

（職務）
第14条　理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。
2. 理事長以外の理事は法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する
4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づきこの団体の業務を執行する。
5. 監事は次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行の状況を監査すること。
（2）この法人の財産の状況を監査すること。
（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
（4）前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
（5）理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

（任期等）
第15条　役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
2. 前項の規定にかかわらず後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅延なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第17条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。
（1）心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第18条　役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て理事長が別に決める。

第4章　会議

（種別）
第19条　この法人の会議は総会及び理事会の2種とする。
2. 総会は通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第20条　総会は正会員をもって構成する。

（総会の機能）
第21条　総会は以下の事項について議決する。
（1）定款の変更
（2）解散及び合併
（3）会員の除名
（4）事業計画及び予算並びにその変更
（5）事業報告及び決算
（6）役員の選任及び解任
（7）役員の職務及び報酬
（8）入会金及び会費の額
（9）資産の管理の方法
（10）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（11）解散における残余財産の帰属
（12）事務局の組織及び運営
（13）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第22条　通常総会は年一回開催する。
2. 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
（1） 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
（2） 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
（3） 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

（総会の招集）
第23条　総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2.　理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3.　総会を招集するときには会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により開催の日の少なくとも5日前までには通知しなければならない。

（総会の議長）
第24条　総会の議長はその総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第25条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）
第26条　総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。
2.　総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3.　理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）
第27条　各正会員の表決権は平等なものとする。
2.　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3.　前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4.　総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（総会の議事録）
第28条　総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
（3）審議事項
（4）議事の経過の概要及び議決の結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。
3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的方法による意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）総会の決議があったものとみなされた事項の内容
（2）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（3）総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
（4）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）
第29条　理事会は理事をもって構成する。

（理事会の機能）
第30条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
（1）総会に付議すべき事項
（2）総会の議決した事項の執行に関する事項
（3）その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第31条　理事会は次に掲げる場合に開催する。
（1）理事長が必要と認めたとき
（2）理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第32条　理事会は理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは会議の日時、場

所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第33条　理事会の議長は理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）
第34条　理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）
第35条　各理事の表決権は平等なものとする。
2.　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3.　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4.　理事会の議決について特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第36条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
（3）審議事項
（4）議事の経過の概要及び議決の結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項
2.　議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

第5章　資産

（資産の構成）
第37条　この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。
（1）設立当初の財産目録に記載された資産
（2）寄附金品
（3）入会金及び会費
（4）財産から生じる収益
（5）事業に伴う収益
（6）その他の収益

（資産の区分）
第38条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。
（資産の管理）
第39条　　この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章　会計

（会計の原則）
第40条　この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第41条　この法人の会計は特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）
第42条　この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は毎事業年度ごとに理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2. 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第45条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第47条
予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条　この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ所轄庁の承認を得なければならない。

（1）目的
（2）名称
（3）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（4）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
（5）社員の資格の得喪に関する事項
（6）役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
（7）会議に関する事項
（8）その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他事業に関する事項
（9）解散に関する事項（残余財産の帰属すべきものに係るものに限る。）
（10）定数の変更に関する事項

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の承認を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第49条　この法人は次に掲げる事由により解散する。

（1）総会の決議
（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（3）正会員の欠亡
（4）合併
（5）破産手続き開始の決定
（6）所轄庁による設立の認証の取消し

2.　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない

3.　第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち総会に置いて議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条　この法人が合併しようとするときは総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　公告の方法

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章　事務局

（事務局の設置）

第53条　この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置することができる。

2.　事務局には事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条　　事務局長及び職員の任免は理事長が行なう。

（組織及び運営）

第55条　　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章　雑則

（細則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　伊藤由宏

副理事長　坂本博之

監事　今村篤史

理事　生田尚史

理事　小方淳信

3. この法人の設立当初の役員の任期は第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成31年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び予算は第43条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 (1)入会金　正会員（個人・団体）無料　ボランティア会員（個人・団体）無料
 (2)年会費　正会員（個人・団体）1000円　ボランティア会員（個人・団体）無料